

独立行政法人環境再生保全機構 第二期中期目標

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、以下のとおり独立行政法人環境再生保全機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

はじめに

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、平成16年に設立され、「公害に係る健康被害の補償」、「大気汚染の影響による健康被害の予防」、「民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援」、「最終処分場に係る維持管理積立金の管理」、第一期中期目標期間中の平成18年に加わった「石綿による健康被害の救済」の業務を実施している。

これらの業務は、「石綿による健康被害の救済」の業務を除き、それまでの「環境事業団」と、「公害健康被害補償予防協会」が実施していた業務を「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)」に基づき、一部の事業の廃止や他法人への移管を行い、統合し、機構において実施することとされたものである。

機構の行う業務は、環境省の任務である、「環境の保全(良好な環境の創出を含む。)を図ること(環境省設置法第三条)」を受けた、環境省施策体系との関係で、次のように整理される。

○環境保健対策の推進として、

- ・汚染者負担の原則を踏まえつつ、公害健康被害者を公正に保護するために、「公害に係る健康被害の補償」を行うこと。
- ・対象地域において、ぜん息等の発症や増悪を防止するために、「大気汚染の影響による健康被害の予防」を行うこと。
- ・労災補償等の対象にならない石綿健康被害者が、安んじて医療を受けられるようにするために、「石綿による健康被害の救済」を行うこと。

○環境・経済・社会の統合的向上(調和ある発展)のうち、環境パートナーシップの形成として、

- ・民間団体による自発的な環境保全活動が自立的、継続的に行われるようにするために、「民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援」を行うこと。

○廃棄物・リサイクル対策の推進として、

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物による人の健康や生活環境への被害を防止するために、中小企業者等における、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援」を行うこと。
- ・廃棄物最終処分場周辺の生活環境を保全するために、埋立処分終了後における、「最終処分場に係る維持管理積立金の管理」を行うこと。

このように、機構は、環境省における環境政策の実施機関として、公害等による健康被害者の救済をはじめとする、深刻な影響を及ぼす環境問題の速やかな解決に向け、業務を的確に実施することを任務としている。

また、機構が行っている業務は、公益目的のために事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本とし、いずれも、国民の生活及び社会経済の安定等、公共上の見地から機構が行うことにより、確実かつ、より効率的・効果的に実施されると認められるところである。

機構においては、各業務の有効性を自ら検証するために、各種の環境リスクに関する内外の具体的な情報の収集・整理・解析を行うとともに、業務の実施を通じて機構に集積される情報はもとより、業務に関する国民の意識や意見を不斷に把握するなどにより、国民に分かりやすく機構の業務の成果を伝えていく必要がある。

さらに、環境政策に関する社会的ニーズは、今後一段と高まっていくことから、機構は、政策当局との連携の下に、先述の様々な業務を通じ、各種の環境問題に対応する環境政策の実施機関として、一層、国民からの期待に応えていかなければならない。

以上の認識を踏まえ、機構は、第二期中期目標期間中においても、独立行政法人の趣旨を十分認識し、国民の視点に立って、業務の透明性をより一層高めるとともに、公平性の確保と説明責任を果たすことにより、その任務の達成に向けて取り組むものとする。

I. 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。

個々の業務については、以下のとおり目標を定める。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付態

憲、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。

その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。

（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

2. 都道府県に対する納付金の納付

（1）納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

（2）納付金のオンライン申請の推進

納付金の申請等については、F D ・ オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。

さらに、環境省が平成 22 年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23 年度以降速やかに見直すこと。

3. 調査研究

（1）ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80 %以上の者から満足が得られるようにすること。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80 %以上の者から満足が得られるようにすること。

6. 助成事業

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として 3 年間、特段の事情がある場合でも 5 年間を限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1 件当たりの平均処理期間については、平成 20 年度実績を維持すること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようになること。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。

<維持管理積立金の管理業務>

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。

(2) 制度利用者の満足を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。

(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。

(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。

3. 認定・支給の適正な実施

(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族弔慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。

(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。

5. 救済給付費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

6. 救済制度の見直しへの対応

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

III. 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

(1) 組織体制及び人員の合理化目標の明確化

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。

(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への反映させることなど、内部統制の強化を図ること。

また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。

(3) 大阪支部の廃止

大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。

(4) 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%を上回る削減を行うこと。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。

また、機構の給与水準（平成19年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で114.7に下がった（平成18年度指数119.3）ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。

④ その他

官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。

（2）随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るために、以下の取組を推進すること。

- （1）毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。
- （2）温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等

自己収入・寄付金の確保に努め、「III. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービスに委託し、本中期目標期間中におけるサービス委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。

3. 保有資産の見直し

戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。

V. その他の業務運営に関する重要事項

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施すること。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。